地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年３月31日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第20号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部改正）

第１条　新潟県障害者リハビリテーションセンター規則（昭和39年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（退所） **第７条**　知事は、入所者（法第５条第７項に規定する生活介護、<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援、<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練又は<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	（退所） **第７条**　知事は、入所者（法第５条第７項に規定する生活介護、<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援、<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練又は<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）

（コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部改正）

第２条　コロニーにいがた白岩の里管理規則（昭和46年新潟県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（使用料の納入） **第６条**　（略） ２　前条第１項の規定により入所した者（以下この項及び第７条において「入所者」という。）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援又は<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。）（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）は、市町村が、同法第29条第４項の規定により当該入所者（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）に代わつて、当該入所者に係る同条第３項に規定する介護給付費又は訓練等給付費（以下この項において「介護給付費等」という。）を県に納入する場合は、条例第３条第２項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。 （退所） **第７条**　所長は、入所者（障害者の日常生活及び社	（使用料の納入） **第６条**　（略） ２　前条第１項の規定により入所した者（以下この項及び第７条において「入所者」という。）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援又は<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。）（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）は、市町村が、同法第29条第４項の規定により当該入所者（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）に代わつて、当該入所者に係る同条第３項に規定する介護給付費又は訓練等給付費（以下この項において「介護給付費等」という。）を県に納入する場合は、条例第３条第２項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。 （退所） **第７条**　所長は、入所者（障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援若しくは<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援若しくは<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）

（新潟県あけぼの園管理規則の一部改正）

第３条　新潟県あけぼの園管理規則（昭和59年新潟県規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（入所定員） **第２条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第５条第11項</u>に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。 ２　（略） （退所） **第６条**　知事は、入所者（法第５条第７項に規定する生活介護及び<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	（入所定員） **第２条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第５条第12項</u>に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。 ２　（略） （退所） **第６条**　知事は、入所者（法第５条第７項に規定する生活介護及び<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）

（新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第４条　新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成８年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表第１（第２条、第６条関係）	**別表第１**（第２条、第６条関係）
<table><tr><td>区　分</td><td>公共的施設</td><td>特定公共的施設</td></tr><tr><td rowspan="2">建築物</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>７　社会福祉施設 (1)～(4)　（略） (5)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第５条第11項</u>に規定する障害者支援施設 (6)　障害者の日常生活及</td><td>（略）</td></tr></table>	<table><tr><td>区　分</td><td>公共的施設</td><td>特定公共的施設</td></tr><tr><td rowspan="2">建築物</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>７　社会福祉施設 (1)～(4)　（略） (5)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第５条第12項</u>に規定する障害者支援施設 (6)　障害者の日常生活及</td><td>（略）</td></tr></table>

改正後	改正前
び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス（同条第７項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（前号に規定する障害者支援施設を除く。）及び同条第26項に規定する福祉ホーム (7)～(12)　(略) (略) (略)	び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス（同条第７項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（前号に規定する障害者支援施設を除く。）及び同条第27項に規定する福祉ホーム (7)～(12)　(略) (略) (略)

（新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第５条　新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
第５号様式（第４条関係） 診断書（精神通院医療） (略) ⑦　現在の障害福祉サービス等の利用状況（該当する番号を○印で囲んでください。） 1　未就学児　2　就学中　3　無職在宅　4　就労（(1) 正社員　(2) パート　(3) その他）　5　居宅介護（ホームヘルプ）　6　自立訓練（生活訓練）　7　共同生活援助（グループホーム）　8　５～７以外の障害福祉サービス（　）　9　生活保護　10　精神科デイ・ケア又はナイト・ケア　11　精神科訪問看護・指導　12　その他（　） (略)	**第５号様式**（第４条関係） 診断書（精神通院医療） (略) ⑦　現在の障害福祉サービス等の利用状況（該当する番号を○印で囲んでください。） 1　未就学児　2　就学中　3　無職在宅　4　就労（(1) 正社員　(2) パート　(3) その他）　5　居宅介護（ホームヘルプ）　6　共同生活介護（ケアホーム）　7　自立訓練（生活訓練）　8　共同生活援助（グループホーム）　9　５～８以外の障害福祉サービス（　）　10　生活保護　11　精神科デイ・ケア又はナイト・ケア　12　精神科訪問看護・指導　13　その他（　） (略)

（新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第６条　新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（従業者の員数） **第３条**　生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲	（従業者の員数） **第３条**　生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲

げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数	⑵　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数
ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｱ)及び(ｲ)に掲げる数を合計した数以上	ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｱ)及び(ｲ)に掲げる数を合計した数以上
(ｱ)　ａからｃまでに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれａからｃまでに定める数	(ｱ)　ａからｃまでに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれａからｃまでに定める数
ａ　平均障害支援区分が４未満　利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。ｂ及びｃにおいて同じ。）の数を６で除した数	ａ　平均障害程度区分が４未満　利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。ｂ及びｃにおいて同じ。）の数を６で除した数
ｂ　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数	ｂ　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数
ｃ　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数	ｃ　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数
(ｲ)　(ｱ)ａの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数	(ｲ)　(ｱ)ａの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数
イ～エ　（略）	イ～エ　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）
２～23　（略）	２～23　（略）
24　施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	24　施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　生活支援員　施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの	⑴　生活支援員　施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

改　正　後	改　正　前
事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上とする。 ア・イ　（略） (2)　（略） 25・26　（略）	事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上とする。 ア・イ　（略） (2)　（略） 25・26　（略）

（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第７条　新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（指定生活介護事業所の従業者の員数） **第11条**　指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数 (ア)　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上 (イ)　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上 (ウ)　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上 イ～エ　（略）	（指定生活介護事業所の従業者の員数） **第11条**　指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数 (ア)　平均障害程度区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上 (イ)　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上 (ウ)　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上 イ～エ　（略）

(3)　（略）	(3)　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
（指定短期入所事業所の従業者の員数）	（指定短期入所事業所の従業者の員数）
第17条　法第５条第８項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	**第17条**　法第５条第８項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は条例第197条第１項に規定する指定共同生活援助事業者（条例第202条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を含む。）（ア及び次項において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数	(2)　条例第126条第１項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は条例第197条第１項に規定する指定共同生活援助事業者（ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　指定短期入所と同時に条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は条例第196条に規定する指定共同生活援助（条例第202条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を含む。以下この条において同じ。）（次項において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（条例第197条第１項に規定する指定共同生活援助事業所（条例第202条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む。）をいう。第３項第１号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	ア　指定短期入所と同時に条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は条例第196条に規定する指定共同生活援助（次項において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯　指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（条例第126条第１項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（条例第197条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
イ　（略）	イ　（略）
２　空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、	２　空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ　（略） ３　単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　指定生活介護事業所、条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、条例第164条第１項に規定する指定就労移行支援事業所、条例第175条第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所（条例第187条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この項において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア　指定生活介護、条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、条例第174条に規定する指定就労継続支援Ａ型、条例第187条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア　指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供時間する時間帯　当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ　（略） ３　単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　指定生活介護事業所、条例第126条第１項に規定する指定共同生活介護事業所、条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、条例第164条第１項に規定する指定就労移行支援事業所、条例第175条第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所（条例第187条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、条例第197条第１項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この項において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア　指定生活介護、条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、条例第174条に規定する指定就労継続支援Ａ型、条例第187条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、条例第196条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介

事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
イ　（略）	イ　（略）
(2)　（略）	(2)　（略）
第23条から第26条まで　削除	
	（指定共同生活介護事業所の従業者の員数） 第23条　指定共同生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　世話人　指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上 (2)　生活支援員　指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上 ア　障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第２条第３号に規定する区分３に該当する利用者の数を９で除した数 イ　区分省令第２条第４号に規定する区分４に該当する利用者の数を６で除した数 ウ　区分省令第２条第５号に規定する区分５に該当する利用者の数を４で除した数 エ　区分省令第２条第６号に規定する区分６に該当する利用者の数を2.5で除した数 (3)　サービス管理責任者　指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア　利用者の数が30以下　１以上 イ　利用者の数が31以上　１に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
	（指定共同生活介護事業所の設備） 第24条　条例第128条第７項の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 (2)　一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
	（指定共同生活介護に係る利用者負担額等） 第25条　条例第131条第３項の規則で定める費用は、

	次に掲げるものとする。 (1) 食材料費 (2) 家賃（法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第２項において準用する法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第２項において準用する法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） (3) 光熱水費 (4) 日用品費 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの （指定共同生活介護の事業への準用） **第26条**　第10条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第78条第２項」とあるのは「第142条において準用する条例第78条第２項」と、第10条第１号中「第61条第１項」とあるのは「第142条において準用する条例第61条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第10条第２号中「第56条第１項」とあるのは「第142条において準用する条例第56条第１項」と、第10条第３号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する条例第91条」と、第10条第４号中「第76条第２項」とあるのは「第142条において準用する条例第76条第２項」と、第10条第５号及び第６号中「第79条」とあるのは「第142条」と読み替えるものとする。
第34条　（略） （条例第158条の２第１項及び第２項の規則で定める者） **第34条の２**　条例第158条の２第１項及び第２項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。	**第34条**　（略） （条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第１項及び第２項の

	規則で定める者）
第36条　削除	**第36条**　条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第１項及び第２項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。
（条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第158条の２第１項及び第２項の規則で定める者） **第41条**　条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第158条の２第１項及び第２項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。	（条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第１項及び第２項の規則で定める者） **第41条**　条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第１項及び第２項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。
（指定共同生活援助事業所の従業者の員数） **第48条**　指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上 (2)　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上 ア　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号。以下この号において「区分省令」という。）第１条第４号に規定する区分３に該当する利用者の数を９で除した数 イ　区分省令第１条第５号に規定する区分４に該当する利用者の数を６で除した数 ウ　区分省令第１条第６号に規定する区分５に該当する利用者の数を４で除した数 エ　区分省令第１条第７号に規定する区分６に該当する利用者の数を2.5で除した数 (3)　（略） ２　（略）	（指定共同生活援助事業所の従業者の員数） **第48条**　指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上 (2)　（略） ２　（略）
（指定共同生活援助事業所の設備） **第48条の２**　条例第199条第８項の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合	

は、２人とすることができる。
(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
２　条例第199条第９項のサテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
(1) 入居定員を１人すること。
(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

（指定共同生活援助に係る利用者負担額等）
第48条の３　条例第199条の４第３項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
(1) 食材料費
(2) 家賃（法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第２項において準用する法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第２項において準用する法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
(3) 光熱水費
(4) 日用品費
(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（指定共同生活援助の事業への準用）
第49条　第10条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第２項」とあるのは「第202条において準用する条例第78条第２項」と、第10条第１号中「第61条第１項」とあるのは「第202条において準用する条例第61条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第10条第２号中「第56条第１項」とあるのは「第202条において準用する条例第56条第１項」と、第10条第３号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する条例第91条」と、第10条第４号中「第76条第２項」とあるのは「第202条において準用する条例第76条第２項」と、第10条第５号及び第６号中「第79条」とあるのは「第202条」と読み替えるものとする。

（指定共同生活援助の事業への準用）
第49条　第10条、第24条及び第25条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第２項」とあるのは「第202条において準用する条例第78条第２項」と、第10条第１号中「第61条第１項」とあるのは「第202条において準用する条例第61条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第10条第２号中「第56条第１項」とあるのは「第202条において準用する条例第56条第１項」と、第10条第３号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する条例第91条」と、第10条第４号中「第76条第２項」とあるのは「第202条において準用する条例第76条第２項」と、第10条第５号及び第６号中「第79条」とあるのは「第202条」と、第24条中「第128条第７項」とあるのは「第199条において準用する条例第128条第７項」と、第25条中「第131条第３項」とあるのは「第202条において準用する条例第131条第３項」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数）

第49条の２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

(2) サービス管理責任者　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が30以下　１以上

イ　利用者の数が31以上　１に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業への準用）

第49条の３　第10条、第48条の２及び第48条の３の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第２項」とあるのは「第202条の12において準用する条例第78条第２項」と、第10条第１号中「第61条第１項」とあるのは「第202条の12において準用する条例第61条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第10条第２号中「第56条第１項」とあるのは「第202条の12において準用する条例第56条第１項」と、第10条第３号中「第68条」とあるのは「第202条の12において準用する条例第91条」と、第10条第４号中「第76条第２項」とあるのは「第202条の12において準用する条例第76条第２項」と、第10条第５号及び第６号中「第79条」とあるのは「第202条の12」と、第48条の２第１項中「第199条第８項」とあるのは「第202条の６において準用する条例第199条第８項」と、第48条の２第２項中「第199条第９項」とあるのは「第202条の６において準用する条例第199条第９項」と、第48条の３中「第199条の４第３項」とあるのは「第202条の12において準用する条例第199条の４第３項」と読み替えるものとする。

第51条　削除

（一体型指定共同生活介護事業所等の従業者の員数に関する特例）

第51条　一体型指定共同生活介護事業所及び一体型

附　則

1　（略）

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

2　当分の間、第１号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第１項第２号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)　アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数

イ　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第23条第１項第１号及び第３号並びに第48条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　世話人　当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を６で除した数以上

(2)　サービス管理責任者　当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数の合計が30以下　１以上

イ　利用者の数の合計が31以上　１に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

附　則

1　（略）

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

2　当分の間、第１号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第１項第２号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)　アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア　平均障害程度区分が４未満　利用者の数を６で除した数

イ　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者

の数を５で除した数 ウ　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数 (2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数	の数を５で除した数 ウ　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数 (2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数
３　（略）	３　（略） （経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの等における指定共同生活介護の事業等への準用） ４　条例附則第９項の経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行うもの及び条例附則第12項の経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第51条の規定を準用する。
（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） ４　条例附則第13項及び第14項の場合において、第48条第１項第２号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（条例附則第13項又は第14項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数）」とする。	（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） ５　条例附則第17項及び第18項の場合において、第23条第１項第２号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数）」とする。
（平成18年10月１日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例） ５　平成18年10月１日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の２に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の２第１項第１号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の８に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の９に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神	（平成18年10月１日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例） ６　平成18年10月１日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の２に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の２第１項第１号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の８に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第１項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の９に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神

保健福祉法第50条の２第１項第３号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる条例附則第２項に規定する指定共同生活援助の事業について、第48条の２（第49条の３において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第48条の２第１項第２号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。 ６　（略） ７　（略）	保健福祉法第50条の２第１項第３号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条（第49条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第24条第２号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。 ７　（略） ８　（略）

（新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第８条　新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（職員の配置の基準） **第６条**　（略） ２　生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｱ)及び(ｲ)に掲げる数を合計した数以上 (ｱ)　ａからｃまでに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれａからｃまでに定める数 ａ　平均障害支援区分が４未満　利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定める者を除	（職員の配置の基準） **第６条**　（略） ２　生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｱ)及び(ｲ)に掲げる数を合計した数以上 (ｱ)　ａからｃまでに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれａからｃまでに定める数 ａ　平均障害程度区分が４未満　利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553

く。ｂ及びｃにおいて同じ。）の数を６で除した数 ｂ　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数 ｃ　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数 (ｲ)　(ｱ)ａの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数 イ～エ　（略） (3)　（略） ３～24　（略） 25　施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　生活支援員　施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上とする。 ア・イ　（略） (2)　（略） 26・27　（略）	号）に定める者を除く。ｂ及びｃにおいて同じ。）の数を６で除した数 ｂ　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数 ｃ　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数 (ｲ)　(ｱ)ａの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数 イ～エ　（略） (3)　（略） ３～24　（略） 25　施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　生活支援員　施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上とする。 ア・イ　（略） (2)　（略） 26・27　（略）

（新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第９条　新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（生活介護事業所の職員の配置の基準） **第７条**　生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区	（生活介護事業所の職員の配置の基準） **第７条**　生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員　アからエまでに掲げる区

分に応じ、それぞれアからエまでに定める数 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｱ)から(ｳ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ｱ)から(ｳ)までに定める数 (ｱ)　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上 (ｲ)　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上 (ｳ)　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上 イ～エ　（略） (4)　（略） ２～５　（略） （自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準） **第13条**　（略） ２～５　（略） ６　第１項第４号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 （職員の員数等の特例） **第23条**　（略） ２・３　（略） ４　条例第89条第４項の規定により、多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第７条第１項第３号エ及び第４項、第９条第１項第２号エ及び第５項、第13条第１項第２号及び第５項並びに第21条において準用する第19条第１項第２号及び第３項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第１号に掲げる利用者の数を６で除した数と第２号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、１人以上は常勤でなければならない。 (1)・(2)　（略） **附　則**	分に応じ、それぞれアからエまでに定める数 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数　生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｱ)から(ｳ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年９月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ｱ)から(ｳ)までに定める数 (ｱ)　平均障害程度区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上 (ｲ)　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上 (ｳ)　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上 イ～エ　（略） (4)　（略） ２～５　（略） （自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準） **第13条**　（略） ２～５　（略） ６　第１項第４号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 （職員の員数等の特例） **第23条**　（略） ２・３　（略） ４　条例第89条第４項の規定により、多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第７条第１項第３号エ及び第４項、第９条第１項第２号イ及びエ、第４項並びに第５項、第13条第１項第２号及び第５項並びに第21条において準用する第19条第１項第２号及び第３項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第１号に掲げる利用者の数を６で除した数と第２号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、１人以上は常勤でなければならない。 (1)・(2)　（略） **附　則**

1　（略） （生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置） 2　当分の間、第１号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第７条第１項第３号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。 (1)　アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数 ア　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数 イ　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数 ウ　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数 (2)　前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数 ３～５　（略）	1　（略） （生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置） 2　当分の間、第１号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月厚生労働省告示第553号）に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第７条第１項第３号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。 (1)　アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数 ア　平均障害程度区分が４未満　利用者の数を６で除した数 イ　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数 ウ　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数 (2)　前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数 ３～５　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この規則の施行の日において現に存する地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成26年新潟県条例第27号）第７条の規定による改正前の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、第７条の規定による改正後の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則第49条の２の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第１項第１号中「６」とあるのは「10」とする。